

宮崎産業経営大学学則(案)

昭和62年2月20日	制
改正 昭和63年	3月12日
改正 平成元年	3月25日
改正 平成元年	9月14日
改正 平成3年	2月22日
改正 平成4年	1月25日
改正 平成5年	3月29日
改正 平成6年	3月30日
改正 平成7年	1月23日
改正 平成8年	9月30日
改正 平成9年	12月12日
改正 平成10年	12月25日
改正 平成11年	5月17日
改正 平成11年	11月20日
改正 平成12年	3月18日
改正 平成13年	2月28日
改正 平成13年	9月17日
改正 平成14年	3月8日
改正 平成15年	3月8日
改正 平成16年	3月9日
改正 平成17年	3月9日
改正 平成18年	2月28日
改正 平成18年	12月26日
改正 平成19年	12月26日
改正 平成21年	3月27日
改正 平成22年	3月26日
改正 平成22年	5月27日
改正 平成23年	3月29日
改正 平成24年	3月29日
改正 平成24年	12月26日
改正 平成25年	3月26日
改正 平成26年	3月27日
改正 平成27年	3月27日
改正 平成27年	5月26日
改正 平成28年	3月29日
改正 平成29年	3月29日
改正 平成30年	3月28日
改正 平成31年	3月28日
改正 令和3年	3月26日
改正 令和4年	2月25日
改正 令和5年	3月28日
改正 令和6年	3月26日
改正 令和7年	3月26日
改正 令和	年 月 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことに努める。

2 自己点検および評価の実施については、別に定める。

(名称)

第2条 本学は、宮崎産業経営大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、宮崎県宮崎市古城町丸尾100番地に置く。

1 本学学部の所在地は次のとおりとする。

学 部	所 在 地
法 学 部	宮崎県宮崎市古城町丸尾100番地
経 営 学 部	同 上

第2章 学部・学科・収容定員及び修業年限

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

学 部	学 科
法 学 部	法 律 学 科
経 営 学 部	経 営 学 科
	エコノデータサイエンス学科

第4条の2 各学部・学科の目的は、学則第1条の目的に基づき、次の通りとする。

(1) 法学部は、実社会に不可欠な法的専門知識と技能及び法的思考・アプローチを体系的に教授研究し、グローバル化や情報化の進展に伴う時代変革に対応できる能力を養い、深い知性・教養と豊かな人間性を兼ね備えた地域社会の中核的人材はもちろん、より広いグローバル・ワールドでも活躍できる人材を養成することを目的とする。

(2) 経営学部は、営利・非営利組織を問わず多様な組織におけるマネジメントの知識・技能を体系的に教授研究し、グローバル化や情報化の進展に伴う時代変革に対応しうる“考える力”の基盤を形成し、その上に経営能力と実践能力を培い、深い知性・教養と豊かな人間性・国際性を兼ね備えた国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(収容定員)

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科	100名	400名
経 営 学 部	経 営 学 科	70名	280名
	エコノデータサイエンス学科	30名	120名

(修業年限・在学年限)

第6条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 5月15日
- (4) 夏季休業 8月8日から9月23日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から1月6日まで

ただし、休業日に授業及び演習等を行うことがある。

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学

(入学時期)

第10条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程により合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願手続き)

第12条 入学志願者は、本学所定の入学願書その他必要な書類を、第45条に規定する入学検定料と共に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考については、別に定める。

(入学手続き)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに誓約書及び所定の書類に、第46条に規定する学費を添えて提出しなければならない。

2 学長は、所定の手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第15条 前条の誓約書には、保証人2名の連署を必要とする。

2 第一保証人は父母又はこれに準ずる者とし、第二保証人は成人で独立の生計を営み、確実に保証人として責務を果たし得る者とする。

3 ただし、外国人留学生の場合は、第二保証人の届出を免除することができる。

(保証人の変更)

第16条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果たし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

(保証人の異動)

第17条 保証人の住所変更その他異動があったときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本学に、授業科目として総合教育科目・専門教育科目及び教職課程に関する科目を置く。

第19条 総合教育科目の授業科目及びその単位数は、別表1の(1)・(2)・(3)のとおりとする。

- 第20条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、別表2の(1)・(2)及び、別表3の(1)・(2)・(3)・(4)のとおりとする。
- 2 教育上有益と認めるときは、他の学部学科の専門教育科目を履修させ、その修得単位を卒業単位数に算入することができる。
(履修科目の届け出)
- 第21条 学生は、指定した期間にその年度において履修しようとする科目を定めて、履修届を提出しなければならない。履修の方法については、別に定める。
(授業の方法及び単位の計算方法)
- 第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 授業科目の単位数は、授業の方法に応じて、15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めることができる。
(単位の授与)
- 第23条 本学所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者には所定の単位を与える。
(他大学授業科目等の履修及び単位認定)
- 第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位等の認定)
- 第24条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、前条第1項及び第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(1年間の授業期間)
- 第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 第6章 編入学・転入学・転学部・転学科・転学・留学・休学及び退学
(編入学)
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者に対しては、選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。
- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者。
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者。
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する大学入学資格を有するものに限る。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める資格を有する者

- 2 前項により入学が許可された者が以前に在籍した学校等において修得した科目とその単位数について、その一部又は全部を本学における履修により修得したものとし、その単位を認定することができる。
- 3 2年次に編入学することを許可された編入学生の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることはできない。
- 4 3年次に編入学することを許可された編入学生の修業年限は2年とし、在学年限は6年を超えることはできない。

(転入学)

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、相当学年に転入学を許可することができる。

- (1) 大学を2年次修了した者で、短期大学、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める資格を有する者。
- (3) 大学に在学し、本学に入学している者と同等の学力を有していると認められる者。

- 2 前項の規定により入学が許可された者が以前に在籍した学校等において修得した科目とその単位数について、その一部又は全部を本学における履修により修得したものとし、その単位を認定することができる。
- 3 2年次に転入学することを許可された転入学生の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることはできない。
- 4 3年次に転入学することを許可された転入学生の修業年限は2年とし、在学年限は6年を超えることはできない。

(転学部・転学科)

第27条 本学各学部・学科に1年以上在籍又は在籍見込みの者（休学期間を除く。）で、転学部・転学科を希望する者がいるときは、選考の上、関係学部教授会及び大学協議会の議を経てこれを許可することができる。

- 2 転学部・転学科の受け入れ学年は2・3年次生に限り認めることとし、選考は学年末に行う。
- 3 転学部・転学科後の在籍年数は、履修科目及び修業期間を考慮して定める。

(転学)

第28条 他の大学へ転学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

(外国留学)

第29条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第23条及び第24条の規定は、外国に留学する場合に準用する。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない事由で引き続き3カ月以上修学できない者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 健康上修学することが不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条第2項の在学期間には算入しない。

(復学)

第32条 休学者が復学するときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

(退学)

第33条 病気その他の事情により退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

(再入学)

第34条 本学を正当な事由で退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上これを許可することができる。

2 再入学後の修業年限は、履修科目及び修業期間を考慮して定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状取得の所要資格)

第35条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部・学科の名称	教育職員免許状の種類	免許教科
法学部法律学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		公民
経営学部経営学科	高等学校教諭一種免許状	情報
		商業

3 教育職員免許状を取得しようとする者は、別表4の(1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6)及び、別表5の(1)・(2)に掲げる教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目、大学が独自に設定する科目並びに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を履修しなければならない。

4 教職課程の履修に関する規程は、別に定める。

(履修料及び教育実習費)

第36条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める履修料及び教育実習費を納入しなければならない。

第8章 試験及び成績

(単位の認定)

第37条 各授業科目を履修した者には、認定のうえ所定の単位を与える。認定は、試験(卒業論文の審査を含む。)によるものとする。

2 第20条第2項により他学部の専門教育科目を履修し修得した単位は16単位を上限とし、卒業要件単位として認定するものとする。

(試験)

第38条 試験は、筆記試験・論文及びその他とし、その方法については各授業科目担当者がこれを定める。

(試験の時期)

第39条 試験は、毎学期末に行う。

2 前項の定期試験の他に臨時に試験を行うことができる。

(追試験・再試験)

第40条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができないときは、理由書を添付のうえ学長に届け出なければならない。

2 前項に掲げる者には、追試験を行う。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことができる。

(成績)

第41条 試験の成績は、秀・優・良・可及び不可の標語をもって標示し、100点を満点として90点以上を秀、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可として認定し、可以上を合格とする。

第9章 卒業及び称号

(卒業の要件)

第42条 本学に4年(編入学及び再入学については、その在籍すべき年数)以上在学し、次の各号に定める単位を含め、136単位以上を修得した者については、教授会及び大学協議会の議を経て学長が卒業を認定する。

(1) 総合教育科目 36単位以上

(2) 専門教育科目 100単位以上

(卒業証書の授与)

第43条 前条の規定により、卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

(称号)

第44条 本学の卒業認定を受けた者に、次の区分により学士の学位を授与する。

法学部 学士(法学)

経営学部 学士(経営学)

第10章 入学検定料及び学費

(入学検定料)

第45条 本学に入学を志願する者は、入学検定料30,000円を納入しなければならない。

ただし、大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は15,000円とする。

(学費)

第46条 学費は次のとおりとする。

学費の種類	金額
入学金	200,000円
授業料	600,000円
教育充実費	250,000円

(学費の納入期日等)

第47条 前条に規定する学費のうち、入学金については、入学手続きと同時に、授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)については、その2分の1に相当する額を前期分として4月末日まで(入学者にあつては、入学手続きと同時に)、残りの額を後期分として10月末日まで(入学者にあつては、入学手続きと同時に)に納入しなければならない。

(休学者の学費)

第48条 休学者の授業料等は、休学を許可し又は命じた次の学期からその全額を免除する。

(退学者の学費)

第49条 退学する者は、その日の属する学期分の授業料等を完納しなければならない。

(転学者の学費)

第50条 転学する者は、その日の属する学期分の授業料等を完納しなければならない。

(停学者の学費)

第51条 停学中の学生は、その期間中といえども授業料等を納入しなければならない。

(追試験・再試験の受験料)

第52条 追試験及び再試験を受けようとする者は、所定の受験料を納入しなければならない。

第11章 職員組織

(学長・学部長・学生部長・附属図書館長)

第53条 本学に学長・学部長・学生部長及び附属図書館長を置く。その選任については、別に定める。

(職員組織)

第54条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 技術職員・司書及びその他必要な職員を置くことができる。

(事務)

第55条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織並びに所掌事務については、別に定める。

第56条 (削除)

第12章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第57条 本学に、大学全般に関する重要事項を審議するために、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学生部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 総合教育科目主任
- (6) 学科長
- (7) 教員養成センター長
- (8) 情報センター長
- (9) ネットワーク・リサーチセンター長
- (10) 各学部より選出された教授一名
- (11) その他学長が指名する者

3 大学協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 各学部間の連絡調整に関する事項
- (2) 理事長の諮問に関する事項
- (3) 大学の組織運営に関する事項
- (4) 教育研究の予算に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (6) その他学長が必要と認める事項

4 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第58条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の意見の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、それぞれの学部の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは准教授その他の職員を加えることができる。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第59条 人物・学業ともに優秀で他の学生の模範となる者、又は善行等特に顕著な者は、教授会及び大学協議会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会及び大学協議会の議を経て学長が懲戒する。懲戒は、退学・停学及び訓戒とする。

2 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為のあった者

第14章 除籍

(除籍)

第61条 次の各号の1に該当する者は、教授会及び大学協議会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 正当な理由がなく3ヶ月以上修学しない者
- (3) 正当な理由がなく学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (5) 第31条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (6) 長期にわたり行方不明の者

(復籍)

第61条の2 前条第1項第3号により除籍となった者が、復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第15章 研究生・科目等履修生・聴講生及び交換留学生

(研究生)

第62条 特定の事項につき研究を志願する者があるときは、教育・研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として出願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(科目等履修生)

第63条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、教授会の議を経て選考の上、授業に支障のない限り科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生を出願できる者は、第11条の規定による入学の資格を有する者に限る。

3 科目等履修生の単位認定については、第23条の規定による。

(聴講生)

第64条 授業科目の一部の聴講を志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ聴講生として聴講を許可することができる。

(研究生の在学期間及び科目等履修生・聴講生の受講期間)

第65条 研究生の在学期間は、原則として1年とする。

2 科目等履修生及び聴講生の受講期間は、通年又は前期若しくは後期とする。

3 ただし、研究生・科目等履修生又は聴講生の願い出による在学期間あるいは受講期間の延長は、教授会で審議の上、許可することがある。

(学費及び受講料)

第66条 研究生は、別に定める学費を納付しなければならない。

2 科目等履修生及び聴講生は、別に定める科目受講料を納付しなければならない。

(交換留学生)

第67条 本学において、他大学との提携により、交換留学生を受け入れることができる。

2 交換留学生については、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第68条 社会人の教養を高め、社会の発展に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第17章 附属図書館

(附属図書館)

第69条 本学に附属図書館を置く。これに関する規程は、別に定める。

第18章 外国人留学生

(外国人留学生)

第70条 外国人で、本学に入学志願する者があるときは、別に定めるところにより、入学を許可することができる。

第19章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第71条 本学に、厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設に関する規程は、別に定める。

第20章 学則の改正

(学則の改正)

第72条 学則の改正は、教授会及び大学協議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学者の学則第46条の適用については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から経済学部経済学科、観光経済学科設置に伴いこれを施行する。ただし、第57条、第58条の規定については、平成3年2月1日から施行する。
- 2 学則第35条の規定は、平成2年度入学者から適用する。
- 3 平成2年度以前の入学者の学則第46条の適用については、なお従前の規定による。

附 則

学則第44条の規定は、学位規則の一部を改正する省令（平成3年7月1日施行）により平成4年1月25日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第5条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度の間の入学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員
法 学 部	法 律 学 科	200人
経営学部	経 営 学 科	200人
経済学部	経 済 学 科	200人
	観光経済学科	200人

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 ただし、平成7年度以前の入学者の学則第35条の適用については、なお従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成9年度入学者から適用する。

2 平成8年度以前の入学者に係る第46条の適用については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前の入学者に係る第18条、19条、20条、42条の適用については、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 ただし、第5条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度の間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
法 学 部	法 律 学 科	200人	200人	200人	180人	180人
経営学部	経 営 学 科	200人	200人	200人	200人	200人
経済学部	経 済 学 科	150人	150人	150人	150人	120人
	観光経済学科	100人	100人	100人	100人	100人

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の入学者に係る第20条及び第35条の適用は、なお従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、第35条及び第42条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

2 ただし、第5条の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度の間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		
		平成14年度	平成15年度	平成16年度
法 学 部	法 律 学 科	100人	100人	100人
経営学部	経 営 学 科	150人	150人	150人

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第42条の規定は、平成15年度の入学者から適用する。

3 平成14年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者に係る第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者に係る第19条、第20条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行に際し、平成20年度以降入学者から同規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者に係る第20条、35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者に係る別表5の(3)及び5の(4)の適用は、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者に係る第18条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者に係る第20条、第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定は平成28年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成27年5月26日から施行する。ただし、第46条の規定は平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者に係る第20条、第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の

規定による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第35条の規定は平成28年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行に際し、平成29年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行に際し、平成31年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者に係る別表1、別表4の(1)、別表5の(1)、別表5の(2)の適用は、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に係る第18条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者に係る第18条、第19条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者に係る第18条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1の(1) 総合教育科目単位数(法学部法律学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
総合 講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修
	日本語理解B (散文読解)		2	1	
	日本語理解C (主題と構造)		2	2	
	日本語理解D (文章表現)		2	2	
	英語基礎A (初級英文法)		2	1	
	英語基礎B (長文読解)		2	1	
	数量的処理A (基礎数学)		2	1	
	数量的処理B (判断推理)		2	1	
	数量的処理C (数的推理)		2	2	
情報	情報処理基礎	2	2	1	
	情報処理応用			1	
	コンピュータ概論A		2	1	
	コンピュータ概論B		2	1	
外国 語	語源で理解する英単語		2	1	
	実践英会話Ⅰ		2	1	
	実践英会話Ⅱ		2	1	
	英語コミュニケーションA		2	1	
	英語コミュニケーションB		2	1	
	AIでE I G O		2	2	
	ドラマで学ぶ英会話		2	2	
	ゲームで英会話		2	2	
	中国語Ⅰ		2	1	
	中国語Ⅱ		2	1	
	ドイツ語Ⅰ		2	1	
	ドイツ語Ⅱ		2	1	
	フランス語Ⅰ		2	1	
	フランス語Ⅱ		2	1	
人間 形成	人間と哲学		2	1	
	人間と倫理		2	1	
	人間と歴史		2	1	
	人間と文学		2	1	
	人間と社会		2	1	
	人間と教育		2	1	
	人間と心理		2	1	
	人間と環境		2	1	
	人間と科学		2	1	
	地域と文化		2	1	
	異文化理解と国際交流		2	1	
	現代社会と法A		2	1	
	現代社会と法B		2	1	
	現代社会と政治A		2	1	
	現代社会と政治B		2	1	
現代社会と経済A		2	1		
現代社会と経済B		2	1		
スポーツ ・健康	スポーツ総合		2	1	
	トレーニング科学		2	1	
	スポーツ指導論		2	1	
	スポーツ医学		2	1	
	スポーツ栄養学		2	1	
	スポーツ心理学		2	1	
	スポーツ社会学		2	1	
	障がい者スポーツ論		2	1	
留学生 対応科目	日本語・日本事情A		2	1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位(4単位)として認定する。
	日本語・日本事情B		2	1	
計		36単位以上(必修2単位、選択必修4単位を含む。)			

別表1の(2) 総合教育科目単位数(経営学部経営学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
総合 講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修
	日本語理解B (散文読解)		2	1	
	日本語理解C (主題と構造)		2	2	
	日本語理解D (文章表現)		2	2	
	英語基礎A (初級英文法)		2	1	
	英語基礎B (長文読解)		2	1	
	数量的処理A (基礎数学)		2	1	
	数量的処理B (判断推理)		2	1	
	数量的処理C (数的推理)		2	2	
情報	情報処理基礎	2	2	1	
	情報処理応用			1	
	コンピュータ概論A		2	1	
	コンピュータ概論B		2	1	
外国 語	語源で理解する英単語		2	1	
	実践英会話Ⅰ		2	1	
	実践英会話Ⅱ		2	1	
	英語コミュニケーションA		2	1	
	英語コミュニケーションB		2	1	
	AIでE I G O		2	2	
	ドラマで学ぶ英会話		2	2	
	ゲームで英会話		2	2	
	中国語Ⅰ		2	1	
	中国語Ⅱ		2	1	
	ドイツ語Ⅰ		2	1	
	ドイツ語Ⅱ		2	1	
	フランス語Ⅰ		2	1	
	フランス語Ⅱ		2	1	
人間 形 成	人間と哲学		2	1	
	人間と倫理		2	1	
	人間と歴史		2	1	
	人間と文学		2	1	
	人間と社会		2	1	
	人間と教育		2	1	
	人間と心理		2	1	
	人間と環境		2	1	
	人間と科学		2	1	
	地域と文化		2	1	
	異文化理解と国際交流		2	1	
	現代社会と法A		2	1	
	現代社会と法B		2	1	
	現代社会と政治A		2	1	
	現代社会と政治B		2	1	
現代社会と経済A		2	1		
現代社会と経済B		2	1		
ス ポ ー ツ ・ 健 康	スポーツ総合		2	1	
	トレーニング科学		2	1	
	スポーツ指導論		2	1	
	スポーツ医学		2	1	
	スポーツ栄養学		2	1	
	スポーツ心理学		2	1	
	スポーツ社会学		2	1	
	障がい者スポーツ論		2	1	
留 学 生 対 応 科 目	日本語・日本事情A		2	1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位(4単位)として認定する。
	日本語・日本事情B		2	1	
計		36単位以上(必修2単位、選択必修4単位を含む。)			

別表1の(3) 総合教育科目単位数(経営学部エコノミクスサイエンス学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
総合 講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修
	日本語理解B (散文読解)		2	1	
	日本語理解C (主題と構造)		2	2	
	日本語理解D (文章表現)		2	2	
	英語基礎A (初級英文法)		2	1	
	英語基礎B (長文読解)		2	1	
	数量的処理A (基礎数学)		2	1	
	数量的処理B (判断推理)		2	1	
	数量的処理C (数的推理)		2	2	
情報	情報処理基礎	2	2	1	
	情報処理応用			1	
	コンピュータ概論A		2	1	
	コンピュータ概論B		2	1	
外国 語	語源で理解する英単語		2	1	
	実践英会話Ⅰ		2	1	
	実践英会話Ⅱ		2	1	
	英語コミュニケーションA		2	1	
	英語コミュニケーションB		2	1	
	AIでE I G O		2	2	
	ドラマで学ぶ英会話		2	2	
	ゲームで英会話		2	2	
	中国語Ⅰ		2	1	
	中国語Ⅱ		2	1	
	ドイツ語Ⅰ		2	1	
	ドイツ語Ⅱ		2	1	
	フランス語Ⅰ		2	1	
	フランス語Ⅱ		2	1	
人間 形成	人間と哲学		2	1	
	人間と倫理		2	1	
	人間と歴史		2	1	
	人間と文学		2	1	
	人間と社会		2	1	
	人間と教育		2	1	
	人間と心理		2	1	
	人間と環境		2	1	
	人間と科学		2	1	
	地域と文化		2	1	
	異文化理解と国際交流		2	1	
	現代社会と法A		2	1	
	現代社会と法B		2	1	
	現代社会と政治A		2	1	
	現代社会と政治B		2	1	
	現代社会と経済A		2	1	
現代社会と経済B		2	1		
スポーツ・健康			2	1	
留学生 対応科目	日本語・日本事情A		2	1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位(4単位)として認定する。
	日本語・日本事情B		2	1	
計		36単位以上(必修2単位、選択必修4単位を含む。)			

別表2の(1) 専門教育科目単位数(法学部法律学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
基礎 専門 科目	法学入門	2		1	
	法学の最前線	2		1	
	憲法(人権)A	2		1	
	憲法(人権)B	2		1	
	刑法総論A	2		1	
	刑法総論B	2		1	
	民法基礎Ⅰ	2		1	
	民法基礎Ⅱ	2		1	
専 門 科 目	憲法(統治)A		2	1	
	憲法(統治)B		2	1	
	行政法総論Ⅰ		2	2	
	行政法総論Ⅱ		2	2	
	行政救済法Ⅰ		2	2	
	行政救済法Ⅱ		2	2	
	行政組織法		2	2	
	地方自治論(分権と自治)		2	3	
	地方経営論(まちづくり)		2	3	
	刑法各論A		2	2	
	刑法各論B		2	2	
	刑事訴訟法Ⅰ		2	2	
	刑事訴訟法Ⅱ		2	2	
	刑事政策A		2	3	
	刑事政策B		2	3	
	民法総則A		2	2	
	民法総則B		2	2	
	物権法Ⅰ		2	2	
	物権法Ⅱ		2	2	
	債権法総論Ⅰ		2	2	
	債権法総論Ⅱ		2	2	
	債権法各論A		2	2	
	債権法各論B		2	2	
	家族法A(親族)		2	3	
	家族法B(相続)		2	3	
	民事訴訟法Ⅰ		2	2	
	民事訴訟法Ⅱ		2	2	
	民事救済手続法A		2	3	
	民事救済手続法B		2	3	
	商法総則・商行為法		2	2	
	会社法Ⅰ		2	2	
	会社法Ⅱ		2	2	
	資金決済関連法A		2	3	
	資金決済関連法B		2	3	
	知的財産法A		2	2	
	知的財産法B		2	2	
	消費者と法		2	2	
	社会保障法		2	3	
	労働法A		2	2	
	労働法B		2	2	
	国際法A		2	2	
	国際法B		2	2	
政治学		2	2		
国際関係論		2	2		
国際政治史A		2	2		
国際政治史B		2	2		
法制史		2	2		
憲政史		2	2		
法思想史		2	2		
税法A		2	3		
税法B		2	3		
共生社会と法		2	2		
社会学概論Ⅰ		2	2		

	社会学概論Ⅱ		2	2	
	社会学各論A		2	3	
	社会学各論B		2	3	
	スポーツ法学		2	2	
	スポーツ行政学		2	2	
	特別講義		2	2	
	寄付講義		2	1	
関 連 科 目	不動産関連法講座A		2	2	
	不動産関連法講座B		2	2	
	法的論述力養成講座A		2	2	
	法的論述力養成講座B		2	2	
	法実践演習入門		1	1	
	法実践演習A		1	2	
	法実践演習B		1	2	
	法実践演習C		1	3	
	マスメディア論		2	2	
	ミクロ経済学Ⅰ		2	2	
	ミクロ経済学Ⅱ		2	2	
	マクロ経済学Ⅰ		2	2	
	マクロ経済学Ⅱ		2	2	
	日本経済論		2	2	
	経済政策論		2	2	
	統計学Ⅰ		2	1	
	統計学Ⅱ		2	1	
	財政学A		2	2	
	財政学B		2	2	
	金融論A		2	2	
	金融論B		2	2	
	経営学総論A		2	1	
	経営学総論B		2	1	
	簿記論Ⅰ		2	1	
	簿記論Ⅱ		2	1	
	会計学Ⅰ		2	1	
	会計学Ⅱ		2	1	
	財務諸表論A		2	2	
	財務諸表論B		2	2	
	西洋宗教史		2	2	
	法文化史A		2	2	
	法文化史B		2	2	
	日本地域形成論		2	2	
	情報倫理		2	1	
	データサイエンス入門		2	1	
	コンピュータ管理演習		2	2	
	Webサイト構築演習		2	2	
	Office応用演習A		2	2	
	Office応用演習B		2	2	
	スポーツ経営論		2	2	
スポーツマーケティング		2	2		
スポーツ産業論		2	2		

別表2の(2) 専門教育科目単位数(法学部法律学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
進路 支 援 科 目	インターンシップ		2	2	
	ボランティア		2	1	
	TOEICセミナーLR		2	1	
	ITパスポートセミナーA		2	1	
	ITパスポートセミナーB		2	1	
	法資格セミナー基礎		2	1	
	法資格セミナー応用		2	2	
	実践防災学(防災士養成講座)		2	1	
	法資格セミナー		2	1	
	特別講座A		4	1	
	特別講座B		2	1	
演 習	進路研究演習1	4		1	
	進路研究演習2	2		2	
	進路研究演習3	2		3	
	進路研究演習4	2		4	
	専門演習Ⅰ	4		2	
	専門演習Ⅱ	4		3	
	専門演習Ⅲ	4		4	卒業論文を含む。
自 由 科 目	日本史Ⅰ		2	2	
	日本史Ⅱ		2	2	
	外国史Ⅰ		2	2	
	外国史Ⅱ		2	2	
	人文地理学Ⅰ		2	2	
	人文地理学Ⅱ		2	2	
	自然地理学		2	2	
	地誌		2	2	
	哲学概論		2	2	
	宗教学概論		2	2	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ		2	2	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ		2	3	
	社会科・公民科教育法Ⅰ		2	2	
	社会科・公民科教育法Ⅱ		2	3	
	教育原理		2	1	
	教職概論		2	1	
	教育行政学		2	1	
	教育心理学		2	1	
	特別支援教育概論		2	2	
	道德教育の理論と方法		2	2	
	総合的な学習(探究)の時間の指導法		2	3	
	特別活動の指導法 (教育課程論を含む。)		2	2	
	教育方法・技術論 (情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法を含む。)		2	2	
	生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む。)		2	2	
	教育相談論		2	4	
	介護等体験		2	3	
	教育実習事前指導		2	3	
教育実習Ⅰ		5	3		
教育実習Ⅱ		3	3		
教職実践演習(中・高)		2	4		
計		100単位以上(必修38単位を含む。)			

別表3の(1) 専門教育科目単位数(経営学部経営学科)

区分	科 目	単 位 数		開 講 年 次	備 考
		必 修	選 択		
基礎 専 門 科 目	経営学総論A	2		1	1. 基礎専門科目区分の選択 科目から 2科目4単位選択必修 2. 「簿記論I・II」と「上 級簿記A・B」に関して は、「簿記論I・II」か 「上級簿記A・B」のい ずれか一方しか卒業要件 単位として認定されな い。 3. 「基礎専門科目」及び 「専門科目」の区分から 54単位以上必要 (必修6単位、選択必修 4単位を含む。)
	経営学総論B	2		1	
	情報倫理	2		1	
	簿記論I		2	1	
	簿記論II		2	1	
	上級簿記A		2	1	
	上級簿記B		2	1	
	ミクロ経済学I		2	1	
	ミクロ経済学II		2	1	
	マクロ経済学I		2	1	
	マクロ経済学II		2	1	
	統計学I		2	1	
	統計学II		2	1	
	基礎数学I		2	1	
基礎数学II		2	1		
プログラミング基礎I		2	1		
プログラミング基礎II		2	1		
プログラミング演習I		2	2		
プログラミング演習II		2	2		
専 門 科 目	数学ステップアップ講座A		2	1	
	数学ステップアップ講座B		2	1	
	企業論A		2	2	
	企業論B		2	2	
	国際経営論		2	2	
	経営管理論A		2	2	
	経営管理論B		2	2	
	人的資源管理論A		2	2	
	人的資源管理論B		2	2	
	財務管理論A		2	2	
	財務管理論B		2	2	
	商学概論A		2	1	
	商学概論B		2	1	
	マーケティング論A		2	2	
	マーケティング論B		2	2	
	経営シミュレーション		2	2	
	生産管理論A		2	2	
	生産管理論B		2	2	
	経営組織論A		2	3	
	経営組織論B		2	3	
	経営戦略論A		2	2	
	経営戦略論B		2	2	
	農業経営論A		2	3	
	農業経営論B		2	3	
	経営史		2	2	
	エコビジネス		2	3	
	経営情報論I		2	2	
	経営情報論II		2	2	
	会計学I		2	1	
	会計学II		2	1	
	財務諸表論A		2	2	
	財務諸表論B		2	2	
	管理会計論A		2	2	
管理会計論B		2	2		
原価計算論I		2	2		
原価計算論II		2	2		
税務会計論A		2	3		
税務会計論B		2	3		
会計監査論A		2	3		
会計監査論B		2	3		
会計学特殊講義		2	2		

専 門 科 目	初級ビジネスゲーム		2	2	
	上級ビジネスゲーム		2	2	
	寄付講義		2	1	
	特別講義		2	2	
	投資教育論		2	1	
	金融論 A		2	2	
	金融論 B		2	2	
	経営分析 A		2	2	
	経営分析 B		2	2	
	金融機関論 A		2	2	
	金融機関論 B		2	2	
	ファイナンス A		2	2	
	ファイナンス B		2	2	
	国際経済学 A		2	3	
	国際経済学 B		2	3	
	ファイナンシャルプランナー演習 I		2	2	
	ファイナンシャルプランナー演習 II		2	2	
	情報社会論		2	1	
	コンピュータ管理演習		2	2	
	Webサイト構築演習		2	2	
	アルゴリズム論		2	2	
	Office応用演習 A		2	2	
	Office応用演習 B		2	2	
	情報システム論		2	2	
	データベース		2	2	
	マルチメディア		2	2	
	情報通信ネットワーク		2	2	
	データサイエンス入門		2	1	
	データサイエンス演習		2	3	
	多変量解析		2	2	
	実践人工知能		2	2	
	社会調査法		2	3	
	データマイニング		2	3	
	ビッグデータ解析		2	3	
	時系列解析		2	3	
	機械学習		2	3	
	モデル化とシミュレーション		2	3	
	ゲーム理論 I		2	2	
	ゲーム理論 II		2	2	
	行動経済学 I		2	2	
	行動経済学 II		2	2	
	産業組織論		2	3	
	公共政策		2	2	
	環境経済学		2	3	
	経済史・思想入門		2	2	
	計量経済学 A		2	2	
	計量経済学 B		2	2	
日本経済論		2	2		
経済政策論		2	2		
財政学 A		2	2		
財政学 B		2	2		
経済情報分析		2	1		
観光学概論 A		2	2		
観光学概論 B		2	2		
実践経済演習		2	2		
スポーツ経営論		2	2		
スポーツマーケティング		2	2		
スポーツ産業論		2	2		
情報と職業		2	3		
関 連 科 目	社会学概論 I		2	2	
	社会学概論 II		2	2	
	憲法概論 I		2	2	
	憲法概論 II		2	2	
	民法基礎 I		2	1	
	民法基礎 I		2	1	
会社法 I		2	2		

関連科目	会社法Ⅱ		2	2	
	知的財産法A		2	2	
	知的財産法B		2	2	
	税法A		2	3	
	税法B		2	3	
	資金決済関連法A		2	3	
	資金決済関連法B		2	3	
	スポーツ法学		2	2	
	スポーツ行政学		2	2	

別表3の(2) 専門教育科目単位数(経営学部経営学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考		
		必 修	選 択				
進 路 支 援 科 目	インターンシップ		2	2	修得単位は6単位まで 卒業要件単位として算入。		
	ボランティア		2	1			
	ビジネスコンピューティングセミナー		2	2			
	ITパスポートセミナーA		2	1			
	ITパスポートセミナーB		2	1			
	TOEICセミナーLR		2	1			
	医療事務セミナー		2	2			
	特別講座A		4	1			
	特別講座B		2	1			
演 習	進路研究演習1	4		1	卒業論文を含む。		
	進路研究演習2	2		2			
	進路研究演習3	2		3			
	進路研究演習4	2		4			
	専門演習Ⅰ	4		2			
	専門演習Ⅱ	4		3			
	専門演習Ⅲ	4		4			
自 由 科 目	人文地理学Ⅰ		2	2	修得単位は20単位まで 卒業要件単位として算入。		
	人文地理学Ⅱ		2	2			
	哲学概論		2	2			
	宗教学概論		2	2			
	職業指導Ⅰ		2	3			
	職業指導Ⅱ		2	3			
	商業科教育法Ⅰ		2	2			
	商業科教育法Ⅱ		2	3			
	情報科教育法Ⅰ		2	2			
	情報科教育法Ⅱ		2	3			
	教育原理		2	1			
	教職概論		2	1			
	教育行政学		2	1			
	教育心理学		2	1			
	特別支援教育概論		2	2			
	道德教育の理論と方法		2	2			
	総合的な学習(探究)の時間の指導法		2	3			
	特別活動の指導法 (教育課程論を含む。)		2	2			
	教育方法・技術論 (情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法を含む。)		2	2			
	生徒指導論 (進路指導及びキャリア教育を含む。)		2	2			
	教育相談論		2	4			
	介護等体験		2	3			
	教育実習事前指導		2	3			
	教育実習Ⅱ		3	3			
	教職実践演習(中・高)		2	4			
	計		100単位以上(必修28単位、選択必修4単位を含む。)				

別表3の(3) 専門教育科目単位数(経営学部エコーデータサイエンス学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
基礎 専 門 科 目	経営学総論A	2		1	1. 基礎専門科目区分の 選択科目から 2科目4単位選択必修 2. 「簿記論Ⅰ・Ⅱ」と「上 級簿記A・B」に関して は、「簿記論Ⅰ・Ⅱ」か 「上級簿記A・B」のい ずれか一方しか卒業要件単 位として認定されない。 3. 「基礎専門科目」及び 「専門科目」の区分から 54単位以上必要 (必修6単位、選択必修 4単位を含む。)
	経営学総論B	2		1	
	情報倫理	2		1	
	簿記論Ⅰ		2	1	
	簿記論Ⅱ		2	1	
	上級簿記A		2	1	
	上級簿記B		2	1	
	ミクロ経済学Ⅰ		2	1	
	ミクロ経済学Ⅱ		2	1	
	マクロ経済学Ⅰ		2	1	
	マクロ経済学Ⅱ		2	1	
	統計学Ⅰ		2	1	
	統計学Ⅱ		2	1	
	基礎数学Ⅰ		2	1	
	基礎数学Ⅱ		2	1	
	プログラミング基礎Ⅰ		2	1	
	プログラミング基礎Ⅱ		2	1	
プログラミング演習Ⅰ		2	2		
プログラミング演習Ⅱ		2	2		
専 門 科 目	数学ステップアップ講座A		2	1	
	数学ステップアップ講座B		2	1	
	企業論A		2	2	
	企業論B		2	2	
	国際経営論		2	2	
	経営管理論A		2	2	
	経営管理論B		2	2	
	人的資源管理論A		2	2	
	人的資源管理論B		2	2	
	財務管理論A		2	2	
	財務管理論B		2	2	
	商学概論A		2	1	
	商学概論B		2	1	
	マーケティング論A		2	2	
	マーケティング論B		2	2	
	経営シミュレーション		2	2	
	生産管理論A		2	2	
	生産管理論B		2	2	
	経営組織論A		2	3	
	経営組織論B		2	3	
	経営戦略論A		2	2	
	経営戦略論B		2	2	
	農業経営論A		2	3	
	農業経営論B		2	3	
	経営史		2	2	
	エコビジネス		2	3	
	経営情報論Ⅰ		2	2	
	経営情報論Ⅱ		2	2	
	会計学Ⅰ		2	1	
	会計学Ⅱ		2	1	
	財務諸表論A		2	2	
	財務諸表論B		2	2	
	管理会計論A		2	2	
管理会計論B		2	2		
原価計算論Ⅰ		2	2		
原価計算論Ⅱ		2	2		
税務会計論A		2	3		
税務会計論B		2	3		
会計監査論A		2	3		
会計監査論B		2	3		
会計学特殊講義		2	2		
初級ビジネスゲーム		2	2		
上級ビジネスゲーム		2	2		

	寄付講義		2	1	
	特別講義		2	2	
	投資教育論		2	1	
	金融論A		2	2	
	金融論B		2	2	
	経営分析A		2	2	
	経営分析B		2	2	
	金融機関論A		2	2	
	金融機関論B		2	2	
	ファイナンスA		2	2	
	ファイナンスB		2	2	
	国際経済学A		2	3	
	国際経済学B		2	3	
	ファイナンシャルプランナー演習Ⅰ		2	2	
	ファイナンシャルプランナー演習Ⅱ		2	2	
	情報社会論		2	1	
	コンピュータ管理演習		2	2	
	Webサイト構築演習		2	2	
	アルゴリズム論		2	2	
	Office応用演習A		2	2	
	Office応用演習B		2	2	
	情報システム論		2	2	
	データベース		2	2	
	マルチメディア		2	2	
	情報通信ネットワーク		2	2	
	データサイエンス入門		2	1	
	データサイエンス演習		2	3	
専	多変量解析		2	2	
	実践人工知能		2	2	
	社会調査法		2	3	
	データマイニング		2	3	
門	ビッグデータ解析		2	3	
	時系列解析		2	3	
	機械学習		2	3	
	モデル化とシミュレーション		2	3	
科	ゲーム理論Ⅰ		2	2	
	ゲーム理論Ⅱ		2	2	
	行動経済学Ⅰ		2	2	
	行動経済学Ⅱ		2	2	
	産業組織論		2	3	
	公共政策		2	2	
	環境経済学		2	3	
	経済史・思想入門		2	2	
	計量経済学A		2	2	
	計量経済学B		2	2	
	日本経済論		2	2	
	経済政策論		2	2	
	財政学A		2	2	
	財政学B		2	2	
	経済情報分析		2	1	
	観光学概論A		2	2	
	観光学概論B		2	2	
	実践経済演習		2	2	
	情報と職業		2	3	
関	社会学概論Ⅰ		2	2	
	社会学概論Ⅱ		2	2	
	憲法概論Ⅰ		2	2	
	憲法概論Ⅱ		2	2	
連	民法基礎Ⅰ		2	1	
	民法基礎Ⅱ		2	1	
	会社法Ⅰ		2	2	
	会社法Ⅱ		2	2	
科	知的財産法A		2	2	
	知的財産法B		2	2	
	税法A		2	3	
目	税法B		2	3	

資金決済関連法A		2	3
資金決済関連法B		2	3

別表3の(4) 専門教育科目単位数(経営学部エコノデータサイエンス学科)

区分	科 目	単 位 数		開講 年次	備 考
		必 修	選 択		
進 路 支 援 科 目	インターンシップ		2	2	修得単位は6単位まで 卒業要件単位として算入。
	ボランティア		2	1	
	ビジネスコンピュティングセミナー		2	2	
	ITパスポートセミナーA		2	1	
	ITパスポートセミナーB		2	1	
	TOEICセミナーLR		2	1	
	医療事務セミナー		2	2	
	特別講座A		4	1	
	特別講座B		2	1	
演 習	進路研究演習1	4		1	卒業論文を含む。
	進路研究演習2	2		2	
	進路研究演習3	2		3	
	進路研究演習4	2		4	
	専門演習I	4		2	
	専門演習II	4		3	
	専門演習III	4		4	
	計	100単位以上(必修28単位、選択必修4単位を含む。)			

別表4の(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分及び最低修得単位数			左記に対する本学開講授業科目			備 考	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	開講科目	単 位 数			開講年次
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2		2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）						
生道徳指導、総合的な学習の時間、特別活動等の指導に関する科目及び	道徳の理論及び指導法	中10・高8	道徳教育の理論と方法	2		2	中免のみ
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習（探究）の時間の指導法	2		3	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（教育課程論を含む。）	2		2	「教育課程の意義及び編成方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。
	教育の方法及び技術		教育方法・技術論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		2	「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論（進路指導及びキャリア教育を含む。）	2		2	「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む。
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論	2		4	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
関教す育る実科践目に	教育実習	中5・高3	教育実習事前指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	2 5 3		3 3 3	中免のみ 高免のみ
	教職実践実習	2	教職実践演習（中・高）	2		4	
	中学校教諭一種免許状	27	中学校教諭一種免許状				31単位

計	高等学校教諭一種免許状	23	高等学校教諭一種免許状	27 単位
---	-------------	----	-------------	-------

別表4の(2) 教科及び教科の指導法に関する科目(法学部) 中学校「社会」

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目				備 考
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数		開 講 年 次	
			必 修	選 択		
日 本 史 ・ 外 国 史	28	日本史Ⅰ	2		2	
		日本史Ⅱ	2		2	
		外国史Ⅰ	2		2	
		外国史Ⅱ	2		2	
		法制史		2	2	
		国際政治史A		2	2	
		国際政治史B		2	2	
		憲政史		2	2	
		法思想史		2	2	
		西洋宗教史		2	2	
		法文化史A		2	2	
		法文化史B		2	2	
		地 理 学 (地誌を含む。)		人文地理学Ⅰ	2	
人文地理学Ⅱ	2				2	
自然地理学	2				2	
地 誌	2				2	
日本地域形成論	2				2	
共生社会と法				2	2	
法 律 学 政 治 学		法学入門	2		1	
		憲法(人権)A	2		1	
		憲法(人権)B	2		1	
		刑法総論A	2		1	
		刑法総論B	2		1	
		民法基礎Ⅰ	2		1	
		民法基礎Ⅱ	2		1	
		政治学	2		2	
		国際法A		2	2	
		国際法B		2	2	
		行政法総論Ⅰ		2	2	
		行政法総論Ⅱ		2	2	
		消費者と法		2	2	
		地方自治論(分権と自治)		2	3	
		社会保障法		2	3	
		国際関係論		2	2	
社 会 学 経 済 学		社会学概論Ⅰ	2		2	
		マクロ経済学Ⅰ	2		2	
		社会学概論Ⅱ		2	2	
		マクロ経済学Ⅱ		2	2	
		ミクロ経済学Ⅰ		2	2	
		ミクロ経済学Ⅱ		2	2	
哲 学、倫理学 宗教学、心理学		哲学概論	2		2	
		宗教学概論	2		2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活 用を含む。)		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		3	
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2	
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2		3	
計			50単位以上			

別表4の(3) 教科及び教科の指導法に関する科目(法学部) 高等学校「地理歴史」

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目				備 考
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数		開 講 年 次	
			必 修	選 択		
教科に 関する 専門的 事項	日 本 史	日本史Ⅰ	2		2	
		日本史Ⅱ	2		2	
		法制史		2	2	
		憲政史		2	2	
		法文化史A		2	2	
		法文化史B		2	2	
	外 国 史	外国史Ⅰ	2		2	
		外国史Ⅱ	2		2	
		国際政治史A		2	2	
		国際政治史B		2	2	
人文地理学 ・ 自然地理学	人文地理学Ⅰ	2		2		
	人文地理学Ⅱ	2		2		
地 誌	自然地理学		2	2		
	共生社会と法		2	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活 用を含む。)	地 誌	2		2		
	日本地域形成論	2		2		
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		3	
計			24単位以上(必修22単位含む。)			

別表4の(4) 教科及び教科の指導法に関する科目(法学部) 高等学校「公民」

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目			備 考		
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数			開 講 年 次	
			必 修	選 択			
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	法 律 学 (国際法を含む。) 政 治 学 (国際政治を含む。)	2 4	法学入門	2		1	
		憲法(人権) A	2		1		
		憲法(人権) B	2		1		
		刑法総論 A	2		1		
		刑法総論 B	2		1		
		民法基礎 I	2		1		
		民法基礎 II	2		1		
		政治学	2		2		
		国際法 A	2		2		
		国際法 B		2	2		
		行政法総論 I		2	2		
		行政法総論 II		2	2		
		消費者と法		2	2		
		地方自治論(分権と自治)		2	3		
		社会保障法		2	3		
国際関係論		2	2				
社 会 学 経 済 学 (国際経済を含む。)	2	社会学概論 I	2		2		
	2	マクロ経済学 I	2		2		
		社会学概論 II		2	2		
		マクロ経済学 II		2	2		
		ミクロ経済学 I		2	2		
	ミクロ経済学 II		2	2			
哲 学、倫理学 宗 教 学、心理学	2	哲学概論	2		2		
	2	宗教学概論	2		2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		社会科・公民科教育法 I	2		2		
		社会科・公民科教育法 II	2		3		
計			30 単位以上				

別表4の(5) 教科及び教科の指導法に関する科目(経営学部) 高等学校「情報」

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目				備 考
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数		開 講 年 次	
			必修	選択		
教科に関する 専門的 事項	24	情報社会 (職業に関する内 容を含む。) ・ 情報倫理	情報社会論 2 情報倫理 2 情報と職業 2 社会学概論Ⅰ 2 知的財産法A 2 知的財産法B 2		1 3 1 2 2 2	
		コンピュータ ・ 情報処理	データサイエンス入門 2 アルゴリズム論 2 情報処理応用 2 プログラミング基礎Ⅰ 2 プログラミング基礎Ⅱ 2 コンピュータ概論A 2 コンピュータ概論B 2 プログラミング演習Ⅰ 2 プログラミング演習Ⅱ 2		1 2 1 1 1 1 1 2 2 2	
		情報システム	情報システム論 2 データベース 2 コンピュータ管理演習 2 Webサイト構築演習 2		2 2 2 2	
		情報通信ネッ トワーク	情報通信ネットワーク 2		2	
		マルチメディア表 現・マルチメディ ア技術	マルチメディア 2 経営シミュレーション 2 モデル化とシミュレーション 2		2 2 3	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活 用を含む。)	情報科教育法Ⅰ 2 情報科教育法Ⅱ 2		2 3	
計			26単位以上			

別表4の(6) 教科及び教科の指導法に関する科目(経営学部) 高等学校「商業」

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目				備 考
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数		開 講 年 次	
			必 修	選 択		
教科に関する専門的事項	2 4	経営学総論 A	2		1	簿記論 I・II または 上級簿記 A・B のいずれかを 選択必修
		経営学総論 B	2		1	
		簿記論 I		2	1	
		簿記論 II		2	1	
		上級簿記 A		2	1	
		上級簿記 B		2	1	
		商学概論 A	2		1	
		商学概論 B	2		1	
		マーケティング論 A	2		2	
		マーケティング論 B	2		2	
		会計学 I	2		1	
		会計学 II	2		1	
		企業論 A		2	2	
		企業論 B		2	2	
		財務管理論 A		2	2	
		財務管理論 B		2	2	
		経営情報論 I		2	2	
		経営情報論 II		2	2	
		財務諸表論 A		2	2	
		財務諸表論 B		2	2	
		原価計算論 I		2	2	
		原価計算論 II		2	2	
		行動経済学 I		2	2	
		観光学概論 A		2	2	
		観光学概論 B		2	2	
		マクロ経済学 I		2	1	
		ミクロ経済学 I		2	1	
		英語コミュニケーション A		2	1	
		英語コミュニケーション B		2	1	
		中国語 I		2	1	
		中国語 II		2	1	
		異文化理解と国際交流		2	1	
職業指導		職業指導 I	2		3	
		職業指導 II	2		3	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		商業科教育法 I	2		2	
		商業科教育法 II	2		3	
計			28 単位以上 (必修 24 単位含む。)			

別表5の(1) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目				備 考
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数		開 講 年 次	
			必 修	選 択		
大学が独自に設定する科目	中 4 ・ 高 1 2	道徳教育の理論と方法		2	2	高免のみ
		人間と教育		2	1	
		介護等体験		2	3	中免のみ必修
計		中一種免 4 単位以上 高一種免 1 2 単位以上				

「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中一種免は4単位以上、高一種免は12単位以上を修得しなければならない。

別表5の(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目 区分及び最低修得単位数		左記に対する本学開講授業科目			備 考	
科 目 区 分	最 低 修 得 単 位 数	開 講 科 目	単 位 数			
			必 修	選 択		
日本国憲法	2	憲法(統治) A	2		1	法学部のみ 法学部のみ 経営学部のみ 経営学部のみ
		憲法(統治) B	2		1	
		憲法概論 I	2		2	
		憲法概論 II	2		2	
体育	2	スポーツ総合	2		1	
外国語コミュニケーション	2	実践英会話 I	2		1	
数理、データ活用及 び人工知能に関する 科目又は情報機器の 操作	2	データサイエンス入門 情報処理応用		2	1	1科目 選択必修
				2	1	
計			10単位			

学則変更の事由

1. 変更の事由

- (1) 経営学部¹に学科を新設することに伴う変更
新学科名称：エコノデータサイエンス学科

2. 変更点

- (1) エコノデータサイエンス学科を記載
【第4条、第5条】
- (2) エコノデータサイエンス学科カリキュラム関連
【第19条、第20条、別表1の(3)、別表3の(3)、別表3の(4)】

3. 施行年月日 (予定)

令和8年 4月 1日

改正条項等比較対照表

改正案	現 行	備 考																																								
<p>宮崎産業経営大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和 62年 2月 20日 制 定</p> <p style="text-align: center;">～ 〈 省 略 〉</p> <p style="text-align: right;">改正 令和 7年 3月 26日 <u>改正 令和 年 月 日</u></p> <p>第1章 総 則 (目 的) 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 〈 省 略 〉</p> <p>(学部・学科) 第4条 本学に次の学部・学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">学 部</td><td>学 科</td></tr> <tr><td>法 学 部</td><td>法 律 学 科</td></tr> <tr><td rowspan="2">経 営 学 部</td><td>経 営 学 科</td></tr> <tr><td><u>エコノデータサイエンス学科</u></td></tr> </table> <p>(収容定員) 第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr> <tr><td>法 学 部</td><td>法律学科</td><td>100名</td><td>400名</td></tr> <tr><td rowspan="2">経営学部</td><td>経営学科</td><td><u>70名</u></td><td><u>280名</u></td></tr> <tr><td>エコノデータサイエンス学科</td><td><u>30名</u></td><td><u>120名</u></td></tr> </table>	学 部	学 科	法 学 部	法 律 学 科	経 営 学 部	経 営 学 科	<u>エコノデータサイエンス学科</u>	学 部	学 科	入学定員	収容定員	法 学 部	法律学科	100名	400名	経営学部	経営学科	<u>70名</u>	<u>280名</u>	エコノデータサイエンス学科	<u>30名</u>	<u>120名</u>	<p>宮崎産業経営大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和 62年 2月 20日 制 定</p> <p style="text-align: center;">～ 〈 省 略 〉</p> <p style="text-align: right;">改正 令和 7年 3月 26日 日</p> <p>第1章 総 則 (目 的) 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 〈 省 略 〉</p> <p>(学部・学科) 第4条 本学に次の学部・学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">学 部</td><td>学 科</td></tr> <tr><td>法 学 部</td><td>法 律 学 科</td></tr> <tr><td>経 営 学 部</td><td>経 営 学 科</td></tr> </table> <p>(収容定員) 第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><th>学 部</th><th>学 科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr> <tr><td>法 学 部</td><td>法律学科</td><td>100名</td><td>400名</td></tr> <tr><td>経営学部</td><td>経営学科</td><td>100名</td><td>400名</td></tr> </table>	学 部	学 科	法 学 部	法 律 学 科	経 営 学 部	経 営 学 科	学 部	学 科	入学定員	収容定員	法 学 部	法律学科	100名	400名	経営学部	経営学科	100名	400名	<p style="color: red; font-size: small;">改正日の更新</p> <p style="color: red; font-size: small; margin-top: 100px;">追加</p> <p style="color: red; font-size: small; margin-top: 100px;">定員の変更 追加</p>
学 部	学 科																																									
法 学 部	法 律 学 科																																									
経 営 学 部	経 営 学 科																																									
	<u>エコノデータサイエンス学科</u>																																									
学 部	学 科	入学定員	収容定員																																							
法 学 部	法律学科	100名	400名																																							
経営学部	経営学科	<u>70名</u>	<u>280名</u>																																							
	エコノデータサイエンス学科	<u>30名</u>	<u>120名</u>																																							
学 部	学 科																																									
法 学 部	法 律 学 科																																									
経 営 学 部	経 営 学 科																																									
学 部	学 科	入学定員	収容定員																																							
法 学 部	法律学科	100名	400名																																							
経営学部	経営学科	100名	400名																																							

(授業科目及び単位数)
 第18条 本学に、授業科目として総合教育科目・専門教育科目及び教職課程に関する科目を置く。
 第19条 総合教育科目の授業科目及びその単位数は、別表1の(1)・(2)・(3)のとおりとする。
 第20条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、別表2の(1)・(2)及び、別表3の(1)・(2)・(3)・(4)のとおりとする。

附 則
 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 令和6年度以前の入学者に係る第18条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

附 則
 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

(授業科目及び単位数)
 第18条 本学に、授業科目として総合教育科目・専門教育科目及び教職課程に関する科目を置く。
 第19条 総合教育科目の授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。
 第20条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、別表2の(1)・(2)及び、別表3の(1)・(2)のとおりとする。

附 則
 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 2 令和6年度以前の入学者に係る第18条、第20条、及び第35条の適用は、別に定めるもののほか、なお従前の規定による。

追加
 追加
 附則の追加

改正案					現 行					備 考	
別表1の(1) 総合教育科目単位数(法学部法律学科)					別表1 総合教育科目単位数					学科別表記	
区分	科 目	単 位 数		開講年次	備 考	区分	科 目	単 位 数		開講年次	備 考
		必 修	選 択					必 修	選 択		
合 講 座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修	合 講 座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修
	日本語理解B (散文読解)		2	1			日本語理解B (散文読解)		2	1	
	日本語理解C (主題と構造)		2	2			日本語理解C (主題と構造)		2	2	
	日本語理解D (文章表現)		2	2			日本語理解D (文章表現)		2	2	
	英語基礎A (初級英文法)		2	1			英語基礎A (初級英文法)		2	1	
	英語基礎B (長文読解)		2	1			英語基礎B (長文読解)		2	1	
	数量的処理A (基礎数学)		2	1			数量的処理A (基礎数学)		2	1	
	数量的処理B (判断推理)		2	1			数量的処理B (判断推理)		2	1	
	数量的処理C (数的推理)		2	2			数量的処理C (数的推理)		2	2	
情 報	情報処理基礎		2	1	2	情 報	情報処理基礎		2	1	
	情報処理応用	2		1			情報処理応用			1	
	コンピュータ概論A		2	1			コンピュータ概論A		2	1	
	コンピュータ概論B		2	1			コンピュータ概論B		2	1	
外 国 語	語源で理解する英単語		2	1		外 国 語	語源で理解する英単語		2	1	
	実践英会話 I		2	1			実践英会話 I		2	1	
	実践英会話 II		2	1			実践英会話 II		2	1	
	英語コミュニケーションA		2	1			英語コミュニケーションA		2	1	
	英語コミュニケーションB		2	1			英語コミュニケーションB		2	1	
	A IでE I G O		2	2			A IでE I G O		2	2	
	ドラマで学ぶ英会話		2	2			ドラマで学ぶ英会話		2	2	
	ゲームで英会話		2	2			ゲームで英会話		2	2	
	中国語 I		2	1			中国語 I		2	1	
	中国語 II		2	1			中国語 II		2	1	
	ドイツ語 I		2	1			ドイツ語 I		2	1	
	ドイツ語 II		2	1			ドイツ語 II		2	1	
フランス語 I		2	1	フランス語 I		2	1				
フランス語 II		2	1	フランス語 II		2	1				
人 間 形 成	人間と哲学		2	1		人 間 形 成	人間と哲学		2	1	
	人間と倫理		2	1			人間と倫理		2	1	
	人間と歴史		2	1			人間と歴史		2	1	
	人間と文学		2	1			人間と文学		2	1	
	人間と社会		2	1			人間と社会		2	1	
	人間と教育		2	1			人間と教育		2	1	
	人間と心理		2	1			人間と心理		2	1	
	人間と環境		2	1			人間と環境		2	1	
	人間と科学		2	1			人間と科学		2	1	
	地域と文化		2	1			地域と文化		2	1	
	異文化理解と国際交流		2	1			異文化理解と国際交流		2	1	
	現代社会と法A		2	1			現代社会と法A		2	1	
現代社会と法B		2	1	現代社会と法B		2	1				
現代社会と政治A		2	1	現代社会と政治A		2	1				
現代社会と政治B		2	1	現代社会と政治B		2	1				

	現代社会と経済A 現代社会と経済B		2 2	1 1			現代社会と経済A 現代社会と経済B		2 2	1 1		
スポーツ・健康	スポーツ総合 トレーニング科学 スポーツ指導論 スポーツ医学 スポーツ栄養学 スポーツ心理学 スポーツ社会学 障がい者スポーツ論		2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1			スポーツ総合 トレーニング科学 スポーツ指導論 スポーツ医学 スポーツ栄養学 スポーツ心理学 スポーツ社会学 障がい者スポーツ論		2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		
留学生対応科目	日本語・日本事情A 日本語・日本事情B		2 2	1 1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位（4単位）として認定する。		日本語・日本事情A 日本語・日本事情B		2 2	1 1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位（4単位）として認定する。	
36単位以上（必修2単位、選択必修4単位を含む。）							計 36単位以上（必修2単位、選択必修4単位を含む。）					

改正案						現行						備考
別表1の(1) 総合教育科目単位数(経営学部経営学科)						別表1 総合教育科目単位数						学科別表記
区分	科 目	単 位 数		開講年次	備 考	区分	科 目	単 位 数		開講年次	備 考	
		必 修	選 択					必 修	選 択			
総合講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修	総合講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修	
	日本語理解B (散文読解)		2	1			日本語理解B (散文読解)		2	1		
	日本語理解C (主題と構造)		2	2			日本語理解C (主題と構造)		2	2		
	日本語理解D (文章表現)		2	2			日本語理解D (文章表現)		2	2		
	英語基礎A (初級英文法)		2	1			英語基礎A (初級英文法)		2	1		
	英語基礎B (長文読解)		2	1			英語基礎B (長文読解)		2	1		
	数量的処理A (基礎数学)		2	1			数量的処理A (基礎数学)		2	1		
	数量的処理B (判断推理)		2	1			数量的処理B (判断推理)		2	1		
	数量的処理C (数的推理)		2	2			数量的処理C (数的推理)		2	2		
情報	情報処理基礎		2	1	2	情報	情報処理基礎		2	1		
	情報処理応用		2	1			情報処理応用		2	1		
	コンピュータ概論A		2	1			コンピュータ概論A		2	1		
	コンピュータ概論B		2	1		コンピュータ概論B		2	1			
外国語	語源で理解する英単語		2	1		外国語	語源で理解する英単語		2	1		
	実践英会話I		2	1			実践英会話I		2	1		
	実践英会話II		2	1			実践英会話II		2	1		
	英語コミュニケーションA		2	1			英語コミュニケーションA		2	1		
	英語コミュニケーションB		2	1			英語コミュニケーションB		2	1		
	A IでE I G O		2	2			A IでE I G O		2	2		
	ドラマで学ぶ英会話		2	2			ドラマで学ぶ英会話		2	2		
	ゲームで英会話		2	2			ゲームで英会話		2	2		
	中国語I		2	1			中国語I		2	1		
	中国語II		2	1			中国語II		2	1		
	ドイツ語I		2	1			ドイツ語I		2	1		
	ドイツ語II		2	1			ドイツ語II		2	1		
	フランス語I		2	1			フランス語I		2	1		
フランス語II		2	1	フランス語II		2	1					
人間形成	人間と哲学		2	1		人間形成	人間と哲学		2	1		
	人間と倫理		2	1			人間と倫理		2	1		
	人間と歴史		2	1			人間と歴史		2	1		
	人間と文学		2	1			人間と文学		2	1		
	人間と社会		2	1			人間と社会		2	1		
	人間と教育		2	1			人間と教育		2	1		
	人間と心理		2	1			人間と心理		2	1		
	人間と環境		2	1			人間と環境		2	1		
	人間と科学		2	1			人間と科学		2	1		
	地域と文化		2	1			地域と文化		2	1		
	異文化理解と国際交流		2	1			異文化理解と国際交流		2	1		

	現代社会と法A 現代社会と法B 現代社会と政治A 現代社会と政治B 現代社会と経済A 現代社会と経済B		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1			現代社会と法A 現代社会と法B 現代社会と政治A 現代社会と政治B 現代社会と経済A 現代社会と経済B		2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	
スポーツ・健康	スポーツ総合 トレーニング科学 スポーツ指導論 スポーツ医学 スポーツ栄養学 スポーツ心理学 スポーツ社会学 障がい者スポーツ論		2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1			スポーツ総合 トレーニング科学 スポーツ指導論 スポーツ医学 スポーツ栄養学 スポーツ心理学 スポーツ社会学 障がい者スポーツ論		2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	
留学生対応科目	日本語・日本事情A 日本語・日本事情B		2 2	1 1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位（4単位）として認定する。		日本語・日本事情A 日本語・日本事情B		2 2	1 1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位（4単位）として認定する。
計		36単位以上（必修2単位、選択必修4単位を含む。）				計		36単位以上（必修2単位、選択必修4単位を含む。）			

改正案						現行						備考
別表1の(3) 総合教育科目単位数(経営学部エコノデータサイエンス学科)												
区分	科 目	単 位 数		開講年次	備 考	単 位 数		開講年次	備 考	備考		
		必修	選択			必修	選択					
総合講座	日本語理解A (国語総合)		2	1	これらA又はB科目より 2科目4単位選択必修							
	日本語理解B (散文読解)		2	1								
	日本語理解C (主題と構造)		2	2								
	日本語理解D (文章表現)		2	2								
	英語基礎A (初級英文法)		2	1								
	英語基礎B (長文読解)		2	1								
	数量的処理A (基礎数学)		2	1								
	数量的処理B (判断推理)		2	1								
	数量的処理C (数的推理)		2	2								
情報	情報処理基礎		2	1		2		1				
	情報処理応用			1				1				
	コンピュータ概論A		2	1				1				
	コンピュータ概論B		2	1				1				
外国語	語源で理解する英単語		2	1				1				
	実践英会話 I		2	1				1				
	実践英会話 II		2	1				1				
	英語コミュニケーションA		2	1				1				
	英語コミュニケーションB		2	1				1				
	AIでE I G O		2	2				2				
	ドラマで学ぶ英会話		2	2				2				
	ゲームで英会話		2	2				2				
	中国語 I		2	1				1				
	中国語 II		2	1				1				
	ドイツ語 I		2	1				1				
	ドイツ語 II		2	1				1				
人間形	人間と哲学		2	1				1				
	人間と倫理		2	1				1				
	人間と歴史		2	1				1				
	人間と文学		2	1				1				
	人間と社会		2	1				1				
	人間と教育		2	1				1				

成	人間と環境 人間と科学 地域と文化 異文化理解と国際交流 現代社会と法A 現代社会と法B 現代社会と政治A 現代社会と政治B 現代社会と経済A 現代社会と経済B		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
スポーツ・健康	スポーツ総合		2	1			
留学生対応科目	日本語・日本事情A 日本語・日本事情B		2 2	1 1	留学生対応科目の、日本語・日本事情A及びBを修得した外国人留学生は、修得した単位を総合講座区分の選択必修単位（4単位）として認定する。		
計		36単位以上（必修2単位、選択必修4単位を含む。）					

改正案	現 行	備 考
-----	-----	-----

別表3の(3) 専門教育科目単位数(経営学部エコノデータサイエンス学科)

区分	科 目	単 位 数		開 講 年 次	備 考	新設
		必 修	選 択			
基礎専門科目	経営学総論A	2		1	1. 基礎専門科目区分の 選択科目から 2科目4単位選択必修 2. 「簿記論I・II」と「上級簿記A・B」に関しては、「簿記論I・II」か「上級簿記A・B」のいずれか一方しか卒業要件単位として認定されない。 3. 「基礎専門科目」及び「専門科目」の区分から54単位以上必要	
	経営学総論B	2		1		
	情報倫理	2		1		
	簿記論I		2	1		
	簿記論II		2	1		
	上級簿記A		2	1		
	上級簿記B		2	1		
	ミクロ経済学I		2	1		
	ミクロ経済学II		2	1		
	マクロ経済学I		2	1		
	マクロ経済学II		2	1		
	統計学I		2	1		
	統計学II		2	1		
	基礎数学I		2	1		
	基礎数学II		2	1		
	プログラミング基礎I		2	1		
	プログラミング基礎II		2	1		
プログラミング演習I		2	2			
プログラミング演習II		2	2			

専 門 科 目	数学ステップアップ講座A		2	1	(必修6単位、選択必修 4単位を含む。)		
	数学ステップアップ講座B		2	1			
	企業論A		2	2			
	企業論B		2	2			
	国際経営論		2	2			
	経営管理論A		2	2			
	経営管理論B		2	2			
	人的資源管理論A		2	2			
	人的資源管理論B		2	2			
	財務管理論A		2	2			
	財務管理論B		2	2			
	商学概論A		2	1			
	商学概論B		2	1			
	マーケティング論A		2	2			
	マーケティング論B		2	2			
	経営シミュレーション		2	2			
	生産管理論A		2	2			
	生産管理論B		2	2			
	経営組織論A		2	3			
	経営組織論B		2	3			
	経営戦略論A		2	2			
	経営戦略論B		2	2			
	農業経営論A		2	3			
	農業経営論B		2	3			
	経営史		2	2			
	エコビジネス		2	3			
	経営情報論I		2	2			
	経営情報論II		2	2			
	会計学I		2	1			
	会計学II		2	1			
	財務諸表論A		2	2			
	財務諸表論B		2	2			
	管理会計論A		2	2			
	管理会計論B		2	2			
原価計算論I		2	2				
原価計算論II		2	2				
税務会計論A		2	3				
税務会計論B		2	3				
会計監査論A		2	3				
会計監査論B		2	3				
会計学特殊講義		2	2				
初級ビジネスゲーム		2	2				
上級ビジネスゲーム		2	2				
寄付講義		2	1				
改正案						現 行	備 考

専 門 科 目	特別講義	2	2		
	投資教育論	2	1		
	金融論A	2	2		
	金融論B	2	2		
	経営分析A	2	2		
	経営分析B	2	2		
	金融機関論A	2	2		
	金融機関論B	2	2		
	ファイナンスA	2	2		
	ファイナンスB	2	2		
	国際経済学A	2	3		
	国際経済学B	2	3		
	ファイナンシャルプランナー演習Ⅰ	2	2		
	ファイナンシャルプランナー演習Ⅱ	2	2		
	情報社会論	2	1		
	コンピュータ管理演習	2	2		
	Webサイト構築演習	2	2		
	アルゴリズム論	2	2		
	Office応用演習A	2	2		
	Office応用演習B	2	2		
	情報システム論	2	2		
	データベース	2	2		
	マルチメディア	2	2		
	情報通信ネットワーク	2	2		
	データサイエンス入門	2	1		
	データサイエンス演習	2	3		
	多変量解析	2	2		
	実践人工知能	2	2		
	社会調査法	2	3		
	データマイニング	2	3		
	ビッグデータ解析	2	3		
	時系列解析	2	3		
	機械学習	2	3		
	モデル化とシミュレーション	2	3		
	ゲーム理論Ⅰ	2	2		
	ゲーム理論Ⅱ	2	2		
	行動経済学Ⅰ	2	2		
	行動経済学Ⅱ	2	2		
	産業組織論	2	3		
	公共政策	2	2		
環境経済学	2	3			
経済史・思想入門	2	2			
計量経済学A	2	2			
計量経済学B	2	2			
日本経済論	2	2			
経済政策論	2	2			
財政学A	2	2			
財政学B	2	2			
経済情報分析	2	1			
観光学概論A	2	2			
観光学概論B	2	2			
実践経済演習	2	2			
情報と職業	2	3			

関 連 科 目	社会学概論Ⅰ		2	2		
	社会学概論Ⅱ		2	2		
	憲法概論Ⅰ		2	2		
	憲法概論Ⅱ		2	2		
	民法基礎Ⅰ		2	1		
	民法基礎Ⅱ		2	1		
	会社法Ⅰ		2	2		
	会社法Ⅱ		2	2		
	知的財産法A		2	2		
	知的財産法B		2	2		
	税法A		2	3		
	税法B		2	3		
	資金決済関連法A		2	3		
	資金決済関連法B		2	3		

改正案

現行

備考

別表3の(4) 専門教育科目単位数(経営学部エコノデータサイエンス学科)

新設

区分	科 目	単 位 数		開 講 年 次	備 考
		必 修	選 択		
進 路 支 援 科 目	インターンシップ		2	2	修得単位は6単位まで 卒業要件単位として算入。
	ボランティア		2	1	
	ビジネスコンピューティングセミナー		2	2	
	ITパスポートセミナーA		2	1	
	ITパスポートセミナーB		2	1	
	TOEICセミナーLR		2	1	
	医療事務セミナー		2	2	
	特別講座A		4	1	
	特別講座B		2	1	
演 習	進路研究演習1	4		1	卒業論文を含む。
	進路研究演習2	2		2	
	進路研究演習3	2		3	
	進路研究演習4	2		4	
	専門演習Ⅰ	4		2	
	専門演習Ⅱ	4		3	
	専門演習Ⅲ	4		4	
計	100単位以上(修28単位、選択必修4単位を含む。)				

宮崎産業経営大学学部教授会規程

制 定 昭和62年2月20日

最終変更 平成27年3月27日

(趣旨)

第1条 宮崎産業経営大学学則(以下「学則」という。)第58条に基づき、宮崎産業経営大学の各学部教授会(以下「教授会」という。)に関する規程を次のとおり定める。

(組織)

第2条 教授会は、各学部の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは准教授その他の専任教員を加えて組織する(以下「拡大教授会」という。)ことができる。

(招集等)

第3条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が推薦し、学長及び理事長の承認を得た者がその職務を代行する。

第4条 教授会は、原則として毎月第2木曜日にこれを開催する。

(教授会の審議事項)

第5条 教授会は、学則第58条第2項及び第3項に関する事項を審議する。

(議案提出)

第6条 学部長は、議案を整理し教授会に提出する。

2 教授会構成員は、教授会に議事を提案することができる。

3 第2項の規定により議事を提案するときは、教授会開催期日の7日前までに、学部長に申し出るものとする。

(定足数)

第7条 教授会及び拡大教授会の定足数は、構成員の過半数とする。ただし、拡大教授会においては、教授の過半数が出席しなければならない。

2 教授会構成員で、休職、留学又は6カ月以上にわたる出張者があるときは、これを教授会の定足数の算出基礎より除外する。

(表決数)

第8条 教授会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(通知)

第9条 教授会及び拡大教授会を開く場合には、期日の5日前までに、議題を示し通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(構成員以外の者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、教授会構成員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴することができる。

(記録)

第11条 教授会に関する事務及び記録は、大学事務局がこれに当たる。

2 議長は、教授会の議事録をその開催後1週間以内に学長に提出しなければならない。

(規程の変更)

第12条 この規程を変更しようとするときは、教授会及び大学協議会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。